

一関市社会福祉協議会 令和7年度

理髪サービス事業

自宅で訪問理髪サービスを受けた際、利用料の一部を助成します。

【対象者】在宅の寝たきり者等で外出困難な方

- ・要介護認定で介護度4～5の方。
- ・身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳保持者で、寝たきり又は車椅子状態で在宅生活をしており外出困難な方。 など

【事業目的】

一関市内の在宅の寝たきり者等に対し、理髪券を助成することにより、心身の清潔と気分を爽快にし、なおかつ家族の介護の軽減を図ることを目的としています。



…ご利用方法…

- ① 「理髪券交付申請書」を一関市社会福祉協議会各支部へ提出頂き、申請をします。
- ② 交付決定後、後日、理髪券8枚(1枚1,000円)を利用者へ郵送等でお届けします。
※年間でお一人様1回のみ申請が可能です。
- ③ 協力店舗一覧からご自身でお店を選び、直接理容店と訪問理容の日程調整をお願いします。

(※協力店舗一覧からお選びください。店舗の状況によってはお受けできない場合もございますので、その場合は下記の【問い合わせ先】までお電話ください。対応できる店舗をご紹介します)

- ④ 訪問理容のサービスを受けたら、理容店の方に理髪券を必要枚数渡してください。

※発行された理髪券は年度内(利用期間内)にご利用頂きますようお願いいたします。

※発行された理髪券は紛失されないようご注意ください。

※理髪券の発行日以前の利用代には利用できませんのでご注意ください。

問い合わせ先：

一関市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL：23-6020
または最寄りの支部

